# 通信と放送の在り方に関する国会論議

あらい ゆきまさ 総務委員会調査室 荒井 透雅

平成 17 年 12 月、竹中総務大臣は、「なぜNHKでこんなに不祥事が続いているんだろうか。」「なぜインターネットでテレビの生放送が見られないのか。」「日本にどうしてタイムワーナーみたいな大企業は無いんだ。」といった国民の素朴な疑問にこたえるため、大臣の下で有識者による通信と放送の在り方についての総合的な議論を行うとして、「通信・放送の在り方に関する懇談会(座長:松原聡東洋大学教授)」(以下「懇談会」という。)の開催を発表した<sup>1</sup>。懇談会は平成 18 年 1 月から議論を開始し、6 月 6 日に報告書を取りまとめた。議論は、通信・放送分野全般にわたり広範に行われたため、関係各方面に様々な波紋を投げかけ、各政党においても懇談会と並行して議論が行われることとなった。国会においても5月11日に参議院総務委員会、3月10日及び6月9日に衆議院の総務委員会で集中審議が行われるなど、今後の通信と放送の在り方に関する議論が本格化した。そして、懇談会の報告と与党における議論の調整が図られた結果、6月20日に「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(以下「政府与党合意」という。)が行われた。本稿は、これらの論議を紹介することにより、通信・放送政策の今後の方向性を考察するものである。

# 1. 議論の背景~通信と放送の連携・融合の現状~

我が国では、不特定多数の者に直接受信されることを目的とする通信による送信を「放送」として、特定された者の間の受発信である他の「通信」とは区別して制度化されてきた。「通信」については、憲法第21条の規定による「表現の自由」、「通信の秘密」が厳格に確保されるが、「放送」は、そもそも不特定多数に向けて発信されており、「通信の秘密」にはなじまない上、社会的影響力も強いため、公共の福祉に適合するように一定の規律を受けることになる。

しかし、近時の情報通信分野の著しい技術革新は通信と放送の在り方に大きな変化をもたらしている。通信基盤のブロードバンド(高速・大容量)化は、映像・音声情報の送信を容易とし、放送のデジタル化は、双方向テレビを実現するとともに、スクランブル化による有料放送や放送番組のインターネットでの活用を簡単に可能にした。このことにより、通信と放送の分野では従来の枠組みにとらわれずに、端末、伝送路、事業体、コンテンツの各レイヤー(階層)において様々な連携・融合を進める必要に迫られることとなった。

このような現状を背景に竹中大臣は、放送としての公共性と通信としての通信の秘密という考え方の軸は残るものの、現実に通信と放送の融合という問題に直面しているとして、議論の必要性を説明した<sup>2</sup>。通信と放送の在り方に関する議論とは、技術革新に対して、制度が十分に対応できるものとなっているか否かを検討し、技術革新によりもたらされるべきメリットを国民が享受できるよう、その障害となっている制度を見直し、情報通信技術により国民生活を一層に豊かとするために行うものといえよう。

## 図表 1 通信と放送の連携・融合の現状

端末	・携帯電話でのテレビ受信(ワンセグ放送)
	・パソコンでのテレビ受信
	・テレビの電話(インターネット)回線接続による双方向テレビの実現
伝送路	・ケーブルテレビ設備によるインターネット接続・IP電話の実施
	・インターネットによる映像配信
事業体	・電話・放送・インターネットの3つのサービスを提供するトリプルプレイ事業者の出現
	・IT関連企業と放送局の連携・買収
コンテンツ	・放送番組のインターネット配信
	・データ放送とインターネットの連携

#### 通信・放送の在り方に関する政府与党合意

#### NHK関連

平成18年6月20日

- NHKのガバナンス強化に向け、経営委員会の抜本的な改革を行うこととし、一部委員の常 勤化、事務局の抜本的強化、コンプライアンス組織の設置、メンバー構成の再検討などを早急 に行い、措置する。
- 保有チャンネル(8波)の削減については、難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送 を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討を行う。
- NHK本体について、子会社全体の整理・統合を図ることを前提として、
  - 音楽・芸能・スポーツ等の制作部門の一部を本体から分離して、関連子会社と一体化した 上で、新たな子会社とすることを検討する。
  - 伝送部門において、会計の峻別等を行う。
  - 番組アーカイブについて、ブロードバンドを通じて有料で公開することを可能とするため、必要な対応を行う。
- ・ 新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する。その際、新たに子会社を設立し、 民間の出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入する。
- NHK内部の改革を進めた上で、受信料引き下げのあり方、受信料支払いの義務及び外部情報の活用についての検討を早急に行い、必要な措置を取る。その後、更に必要があれば、罰則化も検討する。

## 放送関連

- マスメディア集中排除原則を、自由度の高い形で早急に緩和する。
- ・ 放送事業者が、外部調達の増大に努めることを期待する。また、コンテンツ市場の形成を進める。特にNHKは、実情を踏まえつつ、番組制作の外部調達を今以上とするよう努める。

#### 融合関連

- 通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に 着手し、2010年までに結論を得る。

#### 诵信関連

高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

#### (署名 省略)

## 本合意の工程管理

・ 本合意の各項目にかかる検討、実施の工程については、総務大臣が与党の了解を得て管理していくものである。

# 2. NHKに関する議論

#### (1) NHKのガバナンス

平成 16 年7月の芸能担当プロデューサーによる番組制作費不正支出事件の発覚に端を 発したNHKにおける一連の不祥事は、NHKのガバナンス(企業統治)の問題を顕在化 させた。NHKは、不祥事発覚後に、コンプライアンス(法令遵守)推進委員会の設置(平成 16 年 9 月)、「NHK倫理・行動憲章」、「行動指針」の制定(平成 16 年 9 月)、「NHK "約束"評価委員会」の設置(平成 17 年 5 月)等を行った外、平成 18 年 1 月に発表した「平成 18 年度~20 年度 NHK経営計画」で、経営委員会に「評価・報酬部会」を設置し、会長以下執行部に対する目標管理・業績管理を導入するとともに、経営委員会議事録の詳細化など経営委員会の説明責任強化や、外部人材の役員起用<sup>3</sup>等による執行部の改革を打ち出すなどガバナンスの強化に取り組んでいた。

しかし、新たな不祥事の度重なる発覚を踏まえ、参議院総務委員会が、本年6月 15 日に行った「日本放送協会の再生・改革に関する決議」において「協会のガバナンスの強化のため、経営委員会は執行部から独立した最高意思決定機関として、国民・視聴者の信頼確保の視点に立って、執行部に対する目標管理・業績評価等を適切に行うとともに、体制の充実に積極的に取り組むこと」と指摘するなど、NHKのガバナンスの一層の強化を求める声が多く、竹中大臣もNHKのガバナンスにはまだ問題があるとの認識を示した。

懇談会報告は、NHKのガバナンス強化のためには、経営委員会の抜本的な改革が不可欠として、一部の経営委員の常勤化、事務局の抜本的強化、コンプライアンス組織の設置、メンバー構成の再検討を行うべきであると指摘し、この点については、政府与党合意にも盛り込まれた。

## (2) 保有チャンネル数

現在NHKは、データ放送や多重放送等の補完放送、国際放送、サイマル放送を除き、 地上テレビ放送が2チャンネル(総合、教育)、衛星テレビ放送が3チャンネル(第1、第 2、ハイビジョン)、ラジオ放送が3チャンネル(第1、第2、FM)の合計8チャンネル を保有している。懇談会報告は、公共放送による8チャンネルの保有は、電波の希少性、 個々のチャンネルの役割等を勘案した場合、明らかに多すぎるとして、難視聴対策を除く 衛星放送の1チャンネル、FMラジオの1チャンネルと衛星ハイビジョンの3チャンネル を 2011 年までに停波することを求めている。 懇談会の松原座長は、衛星放送の番組は、映 画など娯楽番組であり、また、FMの音楽番組も他のメディアや民間で行えるものであり 受信料モデルで行う必要はないと判断し、削減対象としたと説明したゥ。 これに対してNH Kのチャンネル数は外国の公共放送と比べて決して多くなく、今回のチャンネル数削減が コスト削減の面からのみ語られているとの意見や。、FM放送はクラシック、邦楽等民放と 異なる放送をしており必要性があるとの指摘がされたっ。政府与党合意では、削減対象を難 視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送に絞った上で、削減について十分詰めた検討 を行うこととされた。今後、チャンネル数の削減が事業のスリム化の観点だけではなく、 チャンネルの役割や特性に着目し、国民・視聴者の視点で検討が行われることが期待され る。

# (3)業務運営の在り方

#### ア 娯楽部門の分離

懇談会報告は、不祥事が続発した娯楽・スポーツ等の制作部門については、公共性が必ずしも高いとは言えないことから、本体から分離して関連子会社と一体化した新

たな子会社とし、民間との競争に晒されるようにすべきであるとした。松原座長は、娯楽・スポーツ等の制作部門の公共性については、受信料収入で行うべき部分か、C Mベースで行うべきかを判断基準とし、娯楽・スポーツ部門については、民間で行えるウェートが高いと判断したとした。その上で、民間ではできないが、NHKが放送すべき娯楽・スポーツもあることから、制作を完全に民間に委託するのではなく、子会社化する旨の説明を行った<sup>8</sup>。政府与党合意では、音楽・芸能・スポーツ等の制作部門の子会社化等については検討をするとしている。しかし、外部委託した場合に番組の質が維持されるのかという不安や<sup>9</sup>、将来における娯楽番組の有料化や子会社を利用したNHKの商業化・肥大化の懸念も指摘されており<sup>10</sup>、今後の検討が注目される。

#### イ ハード・ソフトの分離

現在、我が国の地上テレビ放送は、伝送路設備(放送設備)の所有とコンテンツ(番組)の制作を同一の事業者が行うハード・ソフト一致が原則となっている。懇談会の報告は、伝送部門を他の放送事業者への貸出しや放送以外のサービス提供等の収益事業に活用できるように、NHKの伝送部門を本体から分離し、子会社とすべきであるなどと提言している。日本民間放送連盟の日枝会長(当時)を始め国会に参考人として出席した民間放送関係者からは、災害時に機動的な対応をするためにハード・ソフト一致原則を、堅持する必要があると、強く主張がなされていた<sup>11</sup>。松原座長は、懇談会報告は地上民間放送のハード・ソフト分離は全く考えてはおらず、NHKについても、デジタル化により空いた伝送路で事業展開を行うために、伝送路を分離した方が良いとの判断であり、ハード・ソフト分離という観点からではないと答弁した<sup>12</sup>。政府与党合意では、NHKの伝送路門について会計の峻別等を行うこととするとの表現にとどまった。NHKの伝送路分離についても、民間放送同様に放送局の役割の観点から議論をすべきで、単に事業展開の観点からの子会社化は問題があろう。

#### ウ インターネットを通じた番組等の活用

NHKによるインターネットの利用には、総務省の「放送法第9条第2項第2号に規定する『附帯業務』の解釈指針(日本放送協会のインターネット利用に関するガイドライン)」により、①提供する情報の形態は、放送番組の二次利用による情報提供と番組関連情報とすること、②規模は年額10億円程度を上限とすること、③態様は放送番組ごとにホームページを作成し、④提供期間は放送番組(シリーズものの場合は、当該シリーズの最終放送番組)の終了から1週間程度とすることなどの制限が課せられている。しかし、NHKの保有する放送番組等の良質なコンテンツがインターネットで提供されることが、ブロードバンドの進展の上でも重要であることから、NHKのインターネット利用の制限を見直すべきであるとして、前述の参議院総務委員会の決議においても「放送と通信の連携したサービスとして、インターネットを通じて協会の保有する放送番組等の積極的な利活用を図る観点から、その制約について見直しを進めるとともに、経費負担の在り方について、早急に結論を得る様努めること」とされ、政府与党合意においても、NHKの番組アーカイブ<sup>13</sup>について、ブロードバンドを通じて有料で公開することを可能とするため、必要な対応を行うこととされた。

NHKによるインターネット利用の拡大については、同種の事業を展開する民間事業者への影響が懸念されるとともに、そのコンテンツが受信料により制作された貴重な財産であることから、竹中大臣もコンテンツの提供は民間事業者と同一条件であること、インターネット事業から得た利益は国民・視聴者に還元されることが必要条件であるとの考えを示しており<sup>14</sup>、NHKによるインターネット利用の拡大の具体像がどのようなものとなるのか注目される。

## (4) 国際放送の充実強化

本年2月10日の閣議後の閣僚懇談会で小泉総理大臣が国際放送の拡充を竹中大臣に指示したことから、国際放送の充実・強化が大きな課題として浮上してきた。現在、NHKは放送法に基づき、全世界に向けてテレビとラジオで国際放送を実施している。ラジオの国際放送は、国からの交付金を財源とする命令国際放送と受信料を財源とするNHK独自の国際放送が一体となって行われており、平成18年度予算における国際放送費は約71億7,100万円であり、うち政府からの交付金は22億5,600万円となっている。

国会では、国際化の進展により国際放送の拡充強化の必要性を認めながらも、国際放送の財源について、受信料収入を充てる場合には、受信料負担者である視聴者の理解が得られるのかという問題<sup>15</sup>、交付金で行う場合には、政府の影響力が強く、国の宣伝機関となってしまう懸念などが指摘された<sup>16</sup>。結果として政府与党合意では、新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始し、その際、新たな子会社を設立して、民間の出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入するとしたが、具体的な方策は示されなかった。総務大臣は、本年8月1日に「『外国人向けの映像による国際放送』の在り方とその推進方策」について情報通信審議会「に諮問を行った。審議会では、国際放送の実施主体、財源、対象地域、放送番組の内容等が審議され、12月の中間取りまとめを経て、平成19年3月に答申を行う予定である。

#### (5) 受信料制度の改革

不祥事の影響で、NHKの受信料不払が増加し、契約対象の3割が不払・未契約等の状態であり、支払を行っている者との間の公平負担の確保が問題となっている。放送法は、受信料支払そのものは義務付けておらず、受信契約の締結のみを義務付けており、契約を行わない者や受信料不払の者に対する罰則規定もない。そこで、受信料の公平負担と収納を確保するため、受信料支払の義務化や罰則化が検討されることとなった。

罰則の導入については、かえってNHKに対する国民の理解を失うおそれや、財源が確保されることにより業務の規律がきかなくなることへの懸念が指摘されているが<sup>18</sup>、懇談会報告は、NHKのガバナンス強化やスリム化等を行い、現行の受信料を大幅に引き下げ、NHKの再生に対する国民の理解を得ることを前提に、受信料支払の義務化を実施すべきとし、その後必要があれば、罰則化も検討すべきと結論した。

しかし、罰則化の前提である受信料引下げのための業務スリム化については、チャンネル削減や芸能・スポーツ部門の子会社化等について疑問や慎重な意見が出されており、また、受信料の引下げが番組の質の低下を招く懸念もある<sup>19</sup>。加えて、罰則を伴わずに現行の契約義務を支払義務化する場合の実効性に対する疑問も示されたが、これに対し松原座

長は、支払義務化は、公共放送の位置付けを明確にすることが目的であり、義務化により 受信料支払率が上がるという効果を期待したものではない旨の答弁を行っている<sup>20</sup>。

また、受信料の徴収について、平成18年度NHK予算において受信契約及び受信料収納に要する経費は769億円で、事業支出全体(6,217億円)の12.4%を占め、営業経費率は12.9%で、受信料徴収のコストが大きすぎ、その削減が必要であるとの指摘もされた。NHKの橋本会長は、削減の方法として、外国にみられるテレビ受信機販売店からの通報制度や住民基本台帳ネットワークとの連動なども考えられるとの見解を示した<sup>21</sup>。

受信料制度について政府与党合意では、NHKの改革を進めた上で、受信料の引下げの 在り方、受信料支払の義務及び外部情報の活用についての検討を早急に行い、必要な措置 をとること、その後、更に必要があれば罰則化も検討することとされた。

# 3. 放送分野(NHKを除く)に関する議論

## (1) マスメディア集中排除原則

放送をする機会をできるだけ多くの者に対して確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有させるようにするため、稀少な電波を利用して行われる放送について一の者が支配可能な数を制限することが、総務省令「放送局の開設の根本基準」第9条に定められており、これがマスメディア集中排除原則(以下「集中排除原則」という。)といわれる。しかし、通信のブロードバンド化やデジタル化により多チャンネルが実現されており、電波の希少性を理由に一の者が所有するメディアの数を制限することの妥当性に疑問が生じてきている。懇談会報告では、集中排除原則の存在が、日本においてタイムワーナーのような国際的なメディア・コングロマリットの出現を妨げている面もあると指摘している。また、2011年の完全デジタル化に向けて過大な設備投資を強いられている地方民間放送局の資本を強化し、経営を支援するためにも集中排除原則を緩和すべきとの意見も見受けられる<sup>22</sup>。

政府与党合意は、集中排除原則を、自由度の高い形で早急に緩和するとしたが、竹中大臣は、放送の多元性と地域性は担保し続けなければいけないとしており<sup>23</sup>、見直しに当たってもこの点での配慮が必要である。その後、本年7月11日発表の総務省の「『デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会』取りまとめ(案)」では、「多元性」、「多様性」、「地域性」を確保した集中排除原則の緩和内容として、テレビ放送とFM放送の兼営を認めること、テレビ・ラジオ・新聞の三事業支配禁止の例外を明確化することが提示された。なお、同取りまとめは、放送持株会社の制度化の必要性も指摘している。

# (2) IPマルチキャスト放送の活用

I Pマルチキャスト放送は、同時に複数に同じデータを送れるインターネット技術を使いコンテンツを配信するサービスであり、難視聴解消の手段としても期待されている。しかし、I Pマルチキャスト放送は、電気通信役務利用放送法では放送とされているにもかかわらず、著作権法上は、"放送(有線放送)"ではなく、"自動公衆送信"に位置付けられている。"放送(有線放送)"と"自動公衆送信"では著作権法上の権利の取扱いが異なるため、権利処理が複雑になり、I Pマルチキャスト放送の進展の障害となっている。

本年8月に取りまとめられた「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(I Pマルチキャスト放送及び罰則・取締り関係)報告書」では、I Pマルチキャスト放送の「放送の同時再送信」部分については、早急に"有線放送"と同様の放送とするとされており、政府は著作権法の見直しに向けて検討を進めている。しかし、著作権者側の権利の保護にも十分な配慮が必要との意見や $^{24}$ 、距離の概念に乏しいインターネットでの放送が県域単位に免許を与えている地上波放送局の枠組みに与える影響についての懸念が指摘されており $^{25}$ 、これらの問題について慎重な検討を行う必要があろう。

# 4. 通信分野に関する議論

## (1) ネットワークのオープン化

現在、電気通信分野における公正な競争を促進するため、電気通信事業法においてボトルネック設備を有する市場支配的な事業者に対しては、他の事業者にはない規制(ドミナント(非対称)規制)を課している。このため、全国の加入者回線(アクセス網)の94.7%を占めているNTT東西は、従来の同軸ケーブル(メタル回線)と光ファイバの双方の加入者回線について、他の電気通信事業者に対する開放義務が課せられている。

懇談会では、電気通信分野の一層の競争を促進するため、NTTグループが保有するアクセス網をNTTから分離することについて議論が行われた。これについて国会では、むしろ、光ファイバ網の整備のための投資インセンティブを働かせるためにも開放義務を見直すべきではとの意見や<sup>26</sup>、通信事業者が自前の回線を整備するインフラベースの競争を進めることで料金の低廉化やサービスの多様化を図るべきとの意見が出された<sup>27</sup>。このような議論が行われる中、懇談会報告は、NTT東西のボトルネック設備の機能分離を徹底すべきと、アクセス網分離の考えを示したが、政府与党合意では高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図ることとし、オープン化の推進について示したが、アクセス網の分離までは言及しなかった。

NTTは、2010年には、3,000万回線(全回線の半数)を次世代ネットワーク(NGN:Next-Generation Network)にシフトすることとしているが、本年7月に取りまとめられた、総務省の「『IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会』報告書(案)」で、次世代ネットワークの接続ルールの在り方について具体的な検討を始めることが適当としており、NGNのオープン化について今後の行方が注目される。

#### (2) NTTの組織の在り方

現在、NTTグループは、法律に定められた持株会社と県内通信を提供するNTT東西及び長距離通信を提供するNTTコミュニケーションズや携帯電話のNTTドコモなどの関連子会社で構成されている。しかし、距離の概念に乏しいIP(インターネット・プロトコル)化の進展により、地域通信会社という仕組みが現状にそぐわなくなる一方、固定電話と携帯電話を一体として提供するFMC(Fixed-Mobile Convergence)が実現段階となった現状において、NTT組織の改編が課題として浮上してきた。

国会では、欧米の電気通信会社にみられるように、NTTグループ各社の統合を検討す

べきとの意見が出され、これに対し松原座長は、将来の統合があるとすれば、NTT法を廃止し、NTT各社を資本分離した上で、各事業会社の判断で統合があるものとの考えを示した<sup>28</sup>。そして、懇談会報告は、2010年には、法制の抜本的な見直しを行い、NTT東西の業務範囲規制の撤廃、持株会社の廃止・資本分離等を一体として進めるとの結論を出した。しかし、NTTの組織問題については拙速に結論を出すべきではないとする与党との調整の結果、政府与党合意では、NTTの組織問題は2010年の時点で検討を行うこととされ、結論は先送りされることとなった。

## 5. 研究開発体制に関する議論

松原座長は、本年3月9日の懇談会後の記者会見においてNHK、NTTの技術開発部門を切離し、外部にまとめる方向で議論が進んでいると発言した。これに対して、研究・開発は実際のサービス・事業の実施と一体として進めないと研究開発力が落ちるとの指摘や<sup>29</sup>、基礎と応用の分離が困難なIT分野の研究は、集中して研究するよりも分散して多様な研究を行い、その研究をオープンにし、互いの連携をとる方が研究促進に資するとの意見が示された<sup>30</sup>。結局、懇談会報告では、研究機関の分離・統合については触れず、通信と放送が多様化し、多くの事業者がある中において、NHK、NTTに法律で研究の義務が課せられているのは不合理との観点から<sup>31</sup>、その見直しを提言するにとどまった。

## 6. 法体系の在り方に関する議論

懇談会報告では、通信と放送の連携・融合が進む中で、法体系上は通信と放送が二分されていることにより自由な事業展開が阻害されているとして、2010年までに伝送・プラットフォーム・コンテンツといったレイヤー区分に対応した法体系とすべきと提言された。 国会では、レイヤーごとの法体系にした場合に、通信の秘密と放送の公共性の整合をどのように図るかがただされ、松原座長は、大きな影響力を持ったコンテンツの配信が通信で

無線 基本 有線電気通信法 電波法 電気通信事業法 索気 『ものとするとともに、その公正な競争を役進 ともに、利用者の利益を保護、電気通信の健全な免進及び国民の利使の確保 日本電信電話株式会社等に関する法律 日本電信電話株式会社等による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保、電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究 有線テレビジョン放送法 放送法 (昭和47年法律系119号) D抽股の設置及び業務の運営の適正化 D受信者の利益を保護、有能テレビジョン放送の健全な発達 (昭和25年法律第132号) ・放送を公共の福祉に適合するように規律、放送の健全な発達 放送 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律 電気通信役務利用放送法 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号) 環境 特定電気通信役務提供者の指害賠償責任の制理及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号) 整備 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)

図表 2 通信・放送法体系(主なもの)

(出所)「通信と放送の在り方に関する懇談会」第10回会合資料

法体系について、2010年までに結論を得るとしたが、通信・放送サービスが多様化する中で、いかに体系的な法整備を行っていくのか今後の検討が注目される。

#### \* \* \*

「通信・放送の在り方に関する懇談会」はわずか半年で通信・放送の幅広い分野の検討を行ったために、議論が十分に尽くされたとはいえない面がある。本年7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(いわゆる「骨太方針」)では、「『通信・放送の在り方に関する政府与党合意』に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する」とのみ記されており、今後は政府与党合意に基づき、政府の目標とする2011年の放送の完全デジタル化及び2010年のブロードバンド・ゼロ地域の解消に向け具体的な検討が行われることとなる。検討に当たっては、技術革新によるメリットが国民に享受されるよう、国民の視点に立った慎重な検討が行われることが期待される。

- 1 竹中総務大臣閣議後記者会見の概要 平成17年12月6日
  - <a href="http://www.soumu.go.jp/menu\_01/kaiken/back\_01/d-news/2005/1206.html">http://www.soumu.go.jp/menu\_01/kaiken/back\_01/d-news/2005/1206.html</a>
- <sup>2</sup> 第 164 回国会参議院総務委員会会議録第 29 号 15 頁 (平 18.6.15)
- 3 平成 18 年 9 月 1 日付けでトヨタ自動車の金田新 専務取締役がNHK理事に就任予定
- 4 第 164 回国会参議院総務委員会会議録第 29 号 4 頁 (平 18.6.15)
- <sup>5</sup> 第 164 回国会衆議院総務委員会議録第 28 号 9 頁 (平 18.6.9)
- <sup>6</sup> 第 164 回国会参議院総務委員会会議録第 29 号 4 頁 (平 18.6.15)
- <sup>7</sup> 第 164 回国会衆議院総務委員会議録第 28 号 9 頁 (平 18. 6. 9)
- $^{8}$  第 164 回国会衆議院総務委員会議録第 28 号 15 $\sim$ 16 頁(平 18. 6. 9)
- 9 第 164 回国会衆議院総務委員会議録第 28 号 9 頁 (平 18. 6. 9)
- 10 『読売新聞』(平 18.6.8)
- <sup>11</sup> 第 164 回国会衆議院総務委員会議録第 11 号 7 頁 (平 18.3.10)
- 12 第 164 回国会衆議院総務委員会議録第 28 号 7 頁 (平 18.6.9)
- <sup>13</sup> アーカイブ (archive) は、「記録保管所」という意味。NHKは、過去の映像資料を埼玉県川口市にあるN HKアーカイブスで保存・公開している。
- 14 第 164 回国会参議院総務委員会会議録第 11 号 14 頁(平 18.3.30)
- <sup>15</sup> 第 164 回国会参議院総務委員会会議録第 11 号 27 頁 (平 18.3.30)
- <sup>16</sup> 第 164 回国会参議院総務委員会会議録第 11 号 31 頁 (平 18. 3. 30)
- 17 総務大臣の諮問に応じて、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する政策に関する重要事項を調査審議し、 総務大臣に意見を述べること等を行うため、総務省組織令第121条に基づき設置された審議会
- <sup>18</sup> 第 164 回国会参議院総務委員会会議録第 20 号 13~14 頁 (平 18.5.11)
- 19 第 164 回国会参議院総務委員会会議録第 29 号 25 頁 (平 18.6.15)
- 20 第 164 回国会衆議院総務委員会議録第 28 号 19 頁 (平 18.6.9)
- <sup>21</sup> 第 164 回国会衆議院総務委員会議録第 28 号 39 頁 (平 18. 6. 9)
- 22 『毎日新聞』(平 18.7.24)
- <sup>23</sup> 第 164 回国会衆議院総務委員会議録第 16 号 3 頁 (平 18. 4. 12)
- <sup>24</sup> 第 164 回国会衆議院総務委員会議録第 28 号 12 頁 (平 18.6.9)
- 25 第 164 回国会参議院総務委員会会議録第 4 号(その 1 ) 4 頁(平 18.3.14)
- <sup>26</sup> 第 164 回国会参議院総務委員会会議録第 20 号 22 頁 (平 18.5.11)
- 27 第 164 回国会参議院総務委員会会議録第 20 号 30 頁 (平 18.5.11)
- <sup>28</sup> 第 164 回国会参議院総務委員会会議録第 20 号 8 頁(平 18. 5. 11)
- 29 第164 回国会参議院総務委員会会議録第4号(その1)14頁(平18.3.14)
- <sup>30</sup> 第 164 回国会参議院総務委員会会議録第 20 号 26~27 頁(平 18. 5. 11)
- <sup>31</sup> 第 164 回国会参議院総務委員会会議録第 20 号 9 頁(平 18.5.11)
- <sup>32</sup> 第 164 回国会衆議院総務委員会議録第 28 号 11 頁 (平 18.6.9)